

(一社) しんきん保証基金保証付 リフォームローン

商品名	リフォームローン
対象者	<ul style="list-style-type: none">・日本国籍を有している方、または日本に永住することを許可されている方・当金庫の会員資格を有する個人の方 <p>(1) 当金庫の営業地区（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市）に居住している方</p> <p>(2) 当金庫の営業地区内の事業所に勤務している方</p> <p>(3) 当金庫の営業地区内に事業所を有する会社役員の方</p> <ul style="list-style-type: none">・満20歳以上の方・安定継続した収入のある方・健康保険制度に加入している方・反社会的勢力に該当しない方・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 <p>(注) 営業地区内であっても、住所・勤務地が取扱店舗から遠方の場合、取扱できないことがあります。</p>
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・居住用住宅の増改築、エクステリア、車庫、門扉、造園等の設置、改装、補修・リフォームに伴う住宅機器（大型家電等）購入費用・住宅関連融資の借換え費用（リフォームと同時に借り換えするものに限りです）
融資金額	1万円以上1,000万円以内
融資期間	3ヶ月以上15年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・当金庫所定の利率を適用させていただきます。・4月1日および10月1日現在の住宅ローンプライムレートを基準とし、金利の見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は、翌年の1月返済分から適用されます。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元利均等割賦返済とし、ご融資額の50%を限度としてボーナス併用返済もご利用いただけます。・融資日から6ヶ月を上限として元金返済の据え置きも可能です。ただし、据え置き期間中も利息については毎月お支払いいただきます。
返済日	お客様の任意の日
団体信用生命保険	なし

保証人・担保	不要です（但し、（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります）。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資実行時に新規実行手数料2, 200円（消費税込）をご負担いただきます。また、契約書印紙代をご負担いただきます。 ・保証料は当金庫が負担します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） ・収入証明書類（源泉徴収票、確定申告書控等） ・資金使途確認書類（見積書・請求書等） ・自宅建物の不動産登記簿謄本 ・借り換えの場合は返済予定表、返済用通帳写し 等
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120 - 828 - 833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045 - 211 - 7716）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・印紙税が別途必要となります。 ・融資金は原則として購入先等への振込みによってお支払いいただきます。 ・融資金の交付は原則として工事完了後となります。ただし、手付・中間金等の工事進捗に応じた取扱は可能です。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。

